「(仮称) 仙台市暴力団排除条例」の制定について

1. 条例制定の背景

(1) 全国的な動向

平成4年の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(いわゆる「暴力団対策法」)の施行により、暴力団排除の機運が高まるとともに、警察による厳しい取締りが行われてきましたが、暴力団は潜在化が進み、市民生活に紛れ込みながら、依然として社会に不安と脅威を与え続けています。

暴力団を排除し、安全で平穏な市民生活の実現を目指すには、「社会対暴力団」と して社会全体で暴力団の弱体化を図ることがなにより重要です。

行政と市民、事業者が一体となり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するため、平成22年4月の福岡県条例を皮切りに、平成23年10月までに、47都道府県の全てで暴力団排除条例が施行されました。

(2) 県内の暴力団の情勢

宮城県警では、平成24年末現在、県内の暴力団構成員等として約1,400人を把握 しており、そのうち約500人以上が仙台市内に居住しているとしています。

暴力団構成員等は、平成22年末(約1,900人)をピークに減少していますが、企業や共生者との関係を巧妙に隠蔽しながら合法的な企業活動を装うなどして、暴力団組織の存続を図っています。

また、東日本大震災後は、震災復旧工事の数次下請けとなった不良建設業者が関係する恐喝事件が発生しています。こういった事件には、組織の看板をはずした暴力団関係者の関与が懸念されています。

(3) 宮城県の条例制定状況

宮城県においては、平成23年4月に暴力団排除条例が施行されました。

宮城県の条例では、県や県民、事業者のそれぞれの責務を定めるとともに、暴力団への資金源遮断のため、県が発注する公共事業や事務事業から暴力団の排除を規定しています。事業者に対しては、暴力団の威力を利用したり、暴力団への協力を目的として金品等を供与したりすることを禁止しており、違反者等に対しては、勧告や公表などの措置を定めています。

(4) 政令市の条例制定状況

政令市においては、平成22年7月の福岡市、北九州市の条例施行を皮切りに、本年4月には札幌市、さいたま市、新潟市、静岡市が施行し、全部で19市が施行するに至りました。

2. 本市における暴力団排除条例制定の必要性

本市では、平成20年9月、立町小学校に近接して開設されていた指定暴力団の組事務所撤去運動のため、「仙台市立町学区暴力団追放住民の会」を立ち上げ、約500人の住民が原告となり組事務所の使用差し止めを求める訴訟を起こし、事務所を立ち退きさせたという暴力団排除活動の実績があります。

あわせて、本市では、市営住宅条例、公の施設の使用等を制限する条例の制定、 公共工事等への入札や契約への不当介入を排除する要綱の制定などにより、暴力団 排除に向け、実効性の高い取り組みを進めてきました。また、県の暴力団排除条例 の制定を受け、県警との情報交換や連携により必要な対策を行ってきました。

しかしながら、東日本大震災後は、復興需要を見越し、被災者支援にみせかけて、 組織の看板をはずした暴力団関係者が市民生活に巧みに入り込むとともに、復興に 関連する事業取引へ不当に介入し、資金獲得をもくろむおそれがあるため、その排 除の徹底を図る必要性が高まっています。

このような状況を踏まえ、

を制定するものです。

- ○全国的な暴力団排除の動向の中、仙台市も暴力団排除を宣言する必要がある
- ○震災後の状況を踏まえ、暴力団排除に向け県内一丸となって取り組む必要がある ○県条例は本市の事務事業まで及ばないため、これらの規定を補完する必要がある と考え、改めて、強い決意を持ち、市・市民・事業者が一丸となって、暴力団排除 に取り組む姿勢を明確にするとともに、市民の平穏な生活及び本市における社会経 済活動の健全な発展に寄与することを目的として、「(仮称) 仙台市暴力団排除条例」

条例制定後には、市民や事業者の皆様に、暴力団に対して具体的にどのように対処したらよいのかについて、本条例の概要や具体的な相談窓口などを紹介するパンフレットを作成し、周知してまいりたいと考えております。

3. 「(仮称) 仙台市暴力団排除条例」の主な項目(案)

(1) 前文

仙台市の条例の特色として、これまでの暴力団排除の活動や震災後の状況変化な ど条例制定の背景などについて前文として規定します。

(2) 基本理念

「暴力団を恐れないこと」「暴力団に対して資金を提供しないこと」「暴力団を利用しないこと」を基本に、宮城県、仙台市、市民及び事業者の相互の連携及び協力の下、社会全体として暴力団を排除することを規定します。

(3) 仙台市、市民、事業者の責務

- ① 仙台市:宮城県、宮城県暴力追放運動推進センター、市民、事業者と連携しながら、暴力団排除に関する施策を総合的に推進するものとします。
- ② 市民・事業者:暴力団排除に自主的に取り組み、市の施策への協力、情報の 積極的な提供に努めるものとします。

(4) 暴力団の排除に関する基本的施策

- ① 市の公共工事その他の事務事業における措置
- ② 市の公の施設の使用等の制限
 - ※「仙台市暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例」の規定 を盛り込み、当該条例を廃止するもの
- ③ 市民及び事業者に対する支援
- ④ 広報啓発活動
- ⑤ 関係機関等との協力・連携体制

4. 今後のスケジュール

本日の仙台市安全安心街づくり推進会議でご審議いただいた後、関係団体等から ご意見を伺い、案を固め、平成25年第2回定例会に条例案を提出することとしてい ます。

条例施行は平成25年7月1日を予定しています。